

月報私学

2026

1

VOL.337



東京呉竹医療専門学校は、あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師・柔道整復師の養成機関として、創立以来一貫して伝統医療教育に力を注いできました。このたび創立100周年事業の一環として、本館の建て替え計画を実施しました。学生も教職員も過ごしやすい校舎を目指し、これまで以上に触れ合いの場が増えた空間となっています。

写真提供 学校法人呉竹学園 東京呉竹医療専門学校（東京都新宿区）

CONTENTS

● 年頭所感 私学の変革への支援強化にあたって 理事長 福原 紀彦	2
● 令和7年度 私学スタッフセミナーの報告	3
● 事業団資金で明日を拓く	4
● 受配者指定寄付金制度 Q & A	6
● 令和8年1月26日から電子申請、電子送達及び私学共済ポータルを開始します	7
● 退職時の手続き	8
● 令和7年分の確定申告に使用できる「医療費のお知らせ」を送付します	12
● 令和6年度特定健康診査等の実施結果及び令和7年度結果データ提出のお願い	13
● INFORMATION	14
● 宿泊施設のご案内／融資事業のご案内	16



私学の変革への支援強化にあたつて

日本私立学校振興・共済事業団

理事長 福原 紀彦

謹んで新年のお慶びを申し上げます。

私学関係の皆々様の日頃のご尽力と私学事業団へのご理解とご協力に厚く御礼申し上げます。本年も皆々様のご健康とご多幸を心よりお祈り申し上げます。

近時、気候変動に伴う異常気温・台風・豪雨・洪水による災害が頻発し、国際紛争や為替変動の影響、諸物価の高騰による経済生活環境が好ましくありません。これらにより困難な事情に遭遇されおられる方々に、心からお見舞いを申し上げ、安全と安心な日々の到来をお祈り申し上げます。

今日、少子高齢化が急激に進行するわが国では、私学を取り巻く環境が大きな転換期を迎へ、中央教育審議会の「知の総和」答申をはじめとした各種検討会議での議論を受けて、私学の変革への支援強化が図られようとしています。社会・地域から必要とされる人材の育成、国際的競争力を高める研究教育の推進、再編・統合等による規模の適正化に向けた経営改革等への支援強化策が具体化されようとしています。18歳人口の減少傾向が緩む時期があつても決して油断ができず、大減少

時期に備えた私学の変革を遂げ、わが国で大きな役割を果たしてきた私学の価値を再構築していかなければなりません。そのためには、わが国で私学の価値を支えている関係者への支援がいっそう大切です。

本事業団では、私学の変革への支援強化においても、助成業務と共済業務の着実な執行を通じて、私学の振興を図り、私学関係者の皆様に安心をもたらす使命を全うしつつ、社会的責務を果たして参りたいと考えております。

助成業務の補助事業では、令和6年度から10年度までを「集中改革期間」と位置づけ、将来を見据えたチャレンジや経営改革の実現に向けた意欲的な取組を行えるよう継続した支援を行つて参ります。

貸付事業では、私学の教育研究活動の基盤となる施設・設備や経営に必要な資金に対し、ニーズに応じた利便性の向上に努めつつ、長期、低利、固定金利により適正かつ効果的な融資を促進して参ります。

経営支援・情報提供事業では、教育研究の質の向上に資する取組の情報

時期に備えた私学の変革を遂げ、わが国で大きな役割を果たしてきた私学の価値を再構築していかなければなりません。そのためには、わが国で私学の価値を支えている関係者への支援がいっそう大切です。

本事業団では、私学の変革への支援強化においても、助成業務と共済業務の着実な執行を通じて、私学の振興を図り、私学関係者の皆様に安心をもたらす使命を全うしつつ、社会的責務を果たして参りたいと考えております。

寄付金事業では、受配者指定寄付金制度を通じ私学の募金活動を税制優遇の面で支援し、また、学術研究振興資金、若手・女性研究者奨励金を継続的に交付することで未来を創る学術研究と研究者育成を支援して参ります。

減免資金交付事業は、多子世帯の学生にかかる所得制限撤廃等に伴う交付額の増加など、学校運営への影響は高まっていますので、適正な資金交付に向かよりいつそう努めて参ります。

性の向上を図つて参ります。

8年度から施行される主な法律等改定・分析の強化を図り、提供内容を充実して参ります。また、経営悪化を未然に防ぐためのモニタリングの強化を図るとともに、私学が自ら検証・改善等を図れるよう、各種情報を積極的に提供して参ります。

また、年金等給付に関する改正では、在職中の老齢厚生年金にかかる支給停止基準額が、4月から、現行の月51万円から62万円に引き上げられます。これにより、支給停止とならない対象者の範囲が拡大されます。これらの改正事項にかかる学校法人等及び加入者等への周知、事務対応等を適切に図つて参ります。

わが国の社会経済状況の複雑さと私立学校運営の厳しさがいつそう増すなかでも、本事業団は、中期目標と計画のもとに、私立学校の振興と、加入者及び被扶養者の福利厚生の向上のため、役職員一同、いつそうの努力を重ねて参ります。皆様には、本年も、本事業団の業務にご指導・ご協力を賜りますようお願い申し上げまして、新年のご挨拶までとさせていただきます。

- ①私立大学等の経営に関する課題が複雑化する中、教育研究の質の向上や経営基盤の強化を図るうえで、職員が果たす役割の重要性が増しています。
- ②私学事業団では、将来の学校経営を担う若手職員の育成を目的として、「私学スタッフセミナー」を開催しています。本セミナーでは、大学等の現状や学校法人会計基準、財務分析についての解説、実践的な知識の修得と柔軟な思考力を養成するためのグループワークを実施しています。
- ③今年度は京都会場、仙台会場合わせて48法人48名に参加いただきました。
- ④セミナーの特長
- ⑤講師と率直な意見交換をする
- ⑥グループワーク



グループワーク（京都会場）

令和7年度 私学スタッフセミナーの報告

私学経営情報センター 私学情報室

私立大学等の経営に関する課題が複雑化する中、教育研究の質の向上や経営基盤の強化を図るうえで、職員が果たす役割の重要性が増しています。

中長期経営計画を作成する実践力を養うこと目的としました。

私学事業団では、将来の学校経営を担う若手職員の育成を目的として、「私学スタッフセミナー」を開催しています。本セミナーでは、大学等の現状や学校法人会計基準、財務分析についての解説、実践的な知識の修得と柔軟な思考力を養成するためのグループワークを実施しています。

グループワークでは、中長期経営計画の進捗や学生数や財務等の現状を基に、学校法人の経営者側の視点に立つて経営・財務・教学等の幅広い知識を活用した多角的考察を行い、根拠に基づいた次期中長期経営計画を作成しました。計画の作成に当たっては、一職員の業務の視点だけにとらわれず、大学が永続的に教育を続けられるよう広い視野で経営方針を立てることを意識して取り組みました。

私学スタッフセミナー（2泊3日合宿形式）

日程・場所：令和7年9月16日（火）～18日（木）京都ガーデンパレス
令和7年10月22日（水）～24日（金）仙台ガーデンパレス

対象：令和7年4月1日時点で、33歳以下かつ学校法人での経験年数が3年以上の大学・短期大学又は高等専門学校職員

参加：京都会場24名 仙台会場24名

○1日目

時間	内 容 等
13:00～	開会
13:15～	講演「私立大学等の現状について」 私学経営情報センター職員
14:20～	講演「学校法人会計基準」 私学経営情報センター職員
15:20～	講演「財務分析と経営計画」 私学経営情報センター職員
16:25～	講演「大学職員の役割について」 江口 訓史氏（学校法人久留米大学 事務局長）
19:30	終了

○2日目

時間	内 容 等
8:40～	グループワークⅠ（SWOT分析、発表）
12:50～	グループワークⅡ（中長期計画等の立案）
18:50～	グループワークⅢ（発表準備）
21:00	終了

○3日目

時間	内 容 等
8:40～	グループ発表
11:50～	修了証書授与・表彰・講評
12:30	閉会

最終日はグループ発表として、作成した中長期経営計画を理事会で報告することを想定したプレゼンテーションを行いました。

○参加者の声

セミナー終了後のアンケート結果の一部をご紹介します。

・財務の知識だけでなく、自分の大学のこと、環境、ニーズ等について自分自身でもっと学ばないといけない

・さまざまな経験を積んでこられた他話できてとても刺激になった。

の参加者の多様な視点や考え方を学びました。

本セミナーが参加者にとって有意義であり、職員の役割について考える機会となつたことが伝わります。

本事業団では、来年度においても引き続き私立大学等の職員の方々の能力開発に貢献していきます。

問い合わせ先（私学振興事業本部）

私学経営情報センター 私学情報室
03(3230)7849・7850
Eメール center@shigaku.go.jp

事業団資金 で 明日を拓く

事業団融資をご利用いただいた学校紹介

東京吳竹醫療専門学校
東京都新宿区
新校舎建築

対象事業
所在地
新校舎建築
東京都新宿区
東京吳竹医療

東京吳竹醫療
東京都新宿区
新校舎建築

あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師・柔道整復師の養成校として、

設置する学校法人吳竹学園は、2026年に創立100周年を迎えます。その記念事業の一環として、JR四ツ谷駅近くにある東京吳竹医療専門学校の新本館を建築しました。伝統医療の業界をリードし続ける専門学校の特色とこれからに迫ります。

――新校舎の建築について、どのように進めましたか。

校舎建て替えの検討は、10年ほど前からスタートしました。老朽化に対する懸念がありましたし、また、本校はこの場所（四谷）のほかに代々木駅近くにも校舎があつたのですが、移動に時間がかかり、同じ学校内でも隔たりがありました。そこで、創立100周年を迎えるに当たり、校舎再開発プロジェクトとして、全校を四谷エリアに集約することを決めました。



JR 四ツ谷駅から徒歩約 5 分の新本館
アクセスもよく、絶好の学習環境です

しながら計画を進め、新校舎のイメージを固めていきました。

——新校舎の特長を教えてください。

からの引っ越しを行い、7年がかりのプロジェクトは完了しました。

さまざまな用途に使用される「KURETAKE HALL」
内壁は、校舎の外装とデザインを合わせています

ジエクター等、学生・教員のニーズに合わせた設備の導入も進めました。なら、所本館に二年の前に建てこころ

なれ
新本館との間に建てた5号館
・1号館には、外壁に共通のデザイン
を施すことで統一感を出すようにし
ています。

——竣工後、教職員や学生の様子はいかがですか。

「とてもきれいな校舎になった」「現代的な雰囲気がある」という声が学生や教職員からよく聞かれます。工事や

期間中は既存校舎で授業を行い、手續だつたことに加え、コロナ禍で授業が

はひとしおだつたようです。

そして、建て替え前に比べて、人の交流が活発になつてゐると感じます。



教員室（右奥）前のコミュニケーションエリア
学生と教員の交流の場となっています

まず、校舎が集約されたことで、異なる学科の学生の姿がよく見えるようになりました。卒業後に二つ目の学科に進学し、次の資格取得を目指す学生も一定数いますし、就職すれば、他学科出身者と一緒に働く機会もありますから、在学中に他学科を少しでも身近に感じ、お互いに刺激を受けることの意義は大きいと考えています。

また、オープンカウンターのある教員室と、その前のコミュニケーションエリアにより、学生と教員が気軽に話すことができる環境が形成され、両者の距離がより縮まっていることを実感できます。

加えて、本校の授業は基本的に午前に終わるため、午後になると学生の姿がまばらになり、学校らしい賑わいを感じにくい側面がありました。が、学生のニーズに応えていきたいです。

当面の具体的な取り組みとしては、今般の学校教育法改正を受け、本校の教員養成課程（鍼灸マッサージ教員養成科）を、大学院入学資格が付与できる専攻科とする準備を進めます。この学科に入学する学生の目的は、臨床能力を高めたい、教員になりたい等さまざまですが、研究の分野でこの業界を支える、という道にも、これまで以上に進みやすくなればと考えています。

その一方で、大宮校では、鍼灸科卒

生ラウンジやコミュニケーションエリア、図書室等、学生の居場所を設けたことで、午後も学校にいる学生が増えました。学校らしさが増し、学生生活の充実につなげられたのではないかと思っています。

――今後の目標などを教えてください。

本学園は、伝統医療を後世に残し普及させていくには教育体系をしっかりと形作っていくことが必要との考えのもと、創立されました。そうした経緯もあり、本学園は専門学校でありながら、研究所の設置や学術大会の開催等、「研究」に力を入れてきたことが特色のひとつです。これからも、学生に資格を取得させることは専門学校としての最低限の役割ですが、そのうえで学園の特色を活かし、研究や教育等の施術現場以外の道も含めて卒業後の活躍の場を幅広く選べるようにし、学生のニーズに応えていきたいです。

業後1年間のコースとして「鍼灸高度臨床実践科」を来年度から開設予定です。「在学中にもっと実技の時間が欲しかった」といった学生からの声があるので、臨床に特化した一年を提供することで、より即戦力として現場で働く人材を育てていきます。

それと同時に思うのは、国家試験の受験者数が減少傾向にある中、自校のことだけを考えるのではなく、業界全体として人材を増やしていくなければいけない、ということです。鍼灸師や柔道整復師を志す人は、自分自身が治療院などで施術を受けた経験がきっかけとなることが多いため、卒業生や臨床実習先と連携協力しながら、そうした現場でより多くの人にこの業界に興味を持つてもらうような働きかけを工夫していきたいと考えています。業界



開放感のある学生ラウンジ
広々とした空間は学生の居場所です

全体で人材の良い循環が形成されることを望んでいます。

高齢化が進む今の時代に、病院での治療だけでは解消されない慢性的な疼痛などにも対応できる伝統医療は大きな技術であり、その存在がますます重要な意味を持つのではないかでしょう。

か。伝統医療分野の最古の学校のひとつとして、業界のリーダー的存在でいられるよう、引き続きさまざまな視座から取り組んでいきたいと思います。

――事業団融資を利用された理由をお聞かせください。

今回の事業が、校舎3棟を連続して建てる大きなものであること、また、18歳人口の減少など厳しい環境の中、今後も校舎の修繕等が見込まれることを考慮し、借り入れを行い、資金繰りに余裕を持たせることにしました。

借入先を事業団に決めたのは、金利などの条件の面で魅力的だったことに加え、事業団が私学のために動く、私学をよく知っている存在であるという点も大きな理由でした。担当の方も丁寧に対応してもらい、不安を抱えることなく手続きを進めることができました。

受配者指定寄付金制度 Q&A

助成部 寄付金課

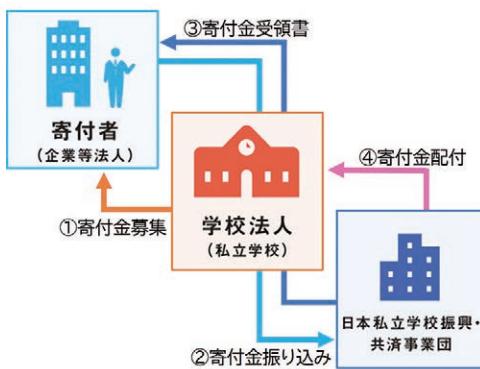
受配者指定寄付金制度について、寄付金課に寄せられるよくある質問をQ&A形式でまとめましたので、参考してください。

制度について

Q1 受配者指定寄付金とはどういった制度ですか。

A1 私立学校の教育研究の発展に寄与するために、私学事業団が企業等法人から寄付金を受け入れ、これを寄付者（企業等法人）が指定する学校法人へ配付する制度です。

〈受配者指定寄付金の流れ イメージ図〉



いて教えてください。

A2 募金活動は各学校法人において行っていただきます。寄付の申し出があつた場合、学校法人を介して本事業団へ寄付金の振り込み（寄付金の受け入れ）を行い、寄付金が必要なタイミングで学校法人が本事業団へ寄付金の配付申請を行います。

寄付金の受け入れについて

Q3 制度を利用中ですが、このたび新たな募金事業を開始予定です。事前の申請は必要ですか。

A3 新規の募金活動の開始や募金内容の変更に当たり、事前の申請は可能です。引き続き制度の利用が可能ですか。

Q2 募金活動は私学事業団で行うのでしょうか。手続きの流れなどについてください。

とができます。

なお、当制度の利用に当たっては、制度利用の申し出が必要です。詳しくは寄付金課までお問い合わせください。

Q4 個人からの寄付金は、受配者指定寄付金の対象となりますか。

A4 受配者指定寄付金では、原則個人からの寄付金は取り扱いません。個人からの寄付金については、受配者指定寄付金と同様の税の優遇措置を受けることができる特定公益増進法人の制度等を利用してください。なお、受配者指定寄付金で受け入れた寄付金は、所得税の税額控除の対象になりますので注意してください。

Q5 個人からの寄付金は、受配者指定寄付金の対象となりますか。

Q6 寄付金の配付申請はどのタイミングで行えますか。

Q7 配付の申請をしてから学校法人へ寄付金が送金されるまで、どのくらい時間がかかりますか。

A7 原則、寄付金配付申請は配付希望月の5日を申請期限とし、月末の送金としていますので、1か月程度かかります。

A6 事業への支払い等で寄付金が必要になったとき、必要書類を本事業団へ提出してください。なお、配付の対象は当該年度に支払いが発生する事業となります。前年度以前に支払い等が完了している事業は原則として申請できません。また、当該年度に支払いが完了していない事業については、原則として配付後1か月以内に支払いが発生するものが対象となります。

問い合わせ先 (私学振興事業本部)
助成部 寄付金課
☎ 03(3230)7317・7318
Eメール kifukin@shigaku.go.jp

寄付金の配付について
寄付金の配付申請はどのタイミングで行えますか。
https://www.shigaku.go.jp/s_kifui_gaiyou.htm


問い合わせ先 (私学振興事業本部)
助成部 寄付金課
☎ 03(3230)7317・7318
Eメール kifukin@shigaku.go.jp

令和8年1月26日から、利用者サービスの向上と業務の効率化を目的として、電子申請、電子送達及び私学共済ポータル（以下、「電子申請等」といいます）の運用を開始します。これにより、従来の紙による申請手続きに加え、インターネットを通した迅速かつ正確な申請が可能となります。

電子申請等に関するマニュアルは、1月中旬に私学共済ホームページに掲載予定です。

○私学共済が扱う電子申請とは

デジタル庁が提供する「e-Gov」電子申請システムを活用し、学校法人等が行う資格及び掛金に関する一部手続きをオンラインで申請できるようになります。さらに、申請後の確認通知書等も電子で受け取ることができます。

電子申請の対象となる手続きは私学共済ホームページ「私学共済事業のご案内▼e-Gov電子申請▼e-Gov電子申請を令和8年1月26日から開始します」を参照してください。

○私学共済が行う電子送達とは

「e-Gov電子申請」の電子送達機能を活用し、毎月の掛金等の通知書

令和8年1月26日から 電子申請、電子送達及び私学共済ポータルを開始します

企画室

本誌12月号でお知らせしたとおり、令和8年1月26日から、利用者サービスの向上と業務の効率化を目的として、電子申請、電子送達及び私学共済

ポータル（以下、「電子申請等」といいます）の運用を開始します。これにより、従来の紙による申請手続きに加え、インターネットを通した迅速かつ正確な申請が可能となります。

電子申請等に関するマニュアルは、1月中旬に私学共済ホームページに掲載予定です。

○私学共済が扱う電子申請とは

デジタル庁が提供する「e-Gov」電子申請システムを活用し、学校法人等が行う資格及び掛金に関する一部手続きをオンラインで申請できるようになります。さらに、申請後の確認通知書等も電子で受け取ることができます。

○電子申請等を利用するには

「e-Gov」電子申請は行わず、私学共済ポータルのみ利用することも可能です。なお、電子申請は行わず、私学共済ポータルのみ利用することも可能です。

「e-Gov」電子申請等を利用するには、GビズIDアカウントの取得及び私学共済ポータルの登録が必要です。すでに他の認証方法でe-Gov電子申請を利用している場合も、新たにGビズIDアカウントの取得が必要になります。私学共済ポータルのリンクは8年1月26日に私学共済ホームページページで公開します。

○電子申請等にかかる留意点

電子申請等で学校法人等が受理する通知等には閲覧期限が設定されています。

確認通知書等を電子で受け取る場合、データ閲覧期限は90日間です。また、申請内容の閲覧期限は365日間です。電子でデータの受理や閲覧をする際は、期限内に行う必要があります。

受取方法を週って変更できない

また、電子申請を開始するには、e-Gov電子申請アプリケーションも

GビズIDの取得



必要があります。GビズID、e-Gov電子申請アプリケーションの詳細は、いずれもデジタル庁が運営するウェブサイトを参照してください。

申請等情報を担当者間で共有するには、登録が必要です。複数人でe-Gov電子申請を行う場合、アカウント間情報共有の設定が必要です。設定についてはデジタル庁が運営するウェブサイトを確認してください。

**e-Gov電子申請
アプリケーションの取得
(ダウンロード)**



○電子申請等を行なうメリット

・時間の削減が期待できる
・通知の受領等が迅速に行えるため、業務効率の向上が期待できます。

24時間365日申請を行えるほか、通知等を受け取ることができます。

・情報漏えいのリスクが軽減できる
・紙媒体を使用しないため、誤配達や誤封入等による情報漏えいリスクを軽減できます。

○受付状況等が分かる

e-Govマイページにて受付日や処理状況の確認ができます。

**e-Gov電子申請
アカウント間情報共有**



○様式用紙や電子媒体での申請

申請内容等に応じて、電子申請だけでなく、従来どおり紙による申請と使い分けることができます。

電子媒体での申請については、順次、電子申請に切り替える予定です。詳細は決定次第お知らせします。

電子媒体を使用している学校法人等は、電子申請への切り替えを検討してください。

本事業団は、デジタル技術を活用した業務改革を通して「誰もが使いやすい申請環境」の実現を目指しています。導入時には、使いづらさやご不便をおかけすることもあるかと思いますが、ご理解ご協力をお願いします。

退職時の手続き

—資格・短期給付・年金等給付・貯金事業・貸付事業—

加入者が退職する際には、さまざまな手続きが必要です。貯金事業では早めに手続きが必要となるものがありますので、注意してください。私学共済ホームページ「私学共済事業のご案内▼お問い合わせ▼採用時・退職時の手続き▼退職時の手続き」にも掲載していますので、ご覧ください。

資格関係	業務部	資格課
	掛金課	

資格喪失報告書の提出

・加入者が退職した場合は「資格喪失報告書DL」を退職日から5日以内に提出してください。電子媒体やe-mail電子申請（令和8年1月26日開始）による提出も可能です。

注 年金等給付の加入者期間は資格喪失日の属する月の前月までです。

○75歳以上の加入者が退職した場合

75歳以上の加入者が退職した場合も「資格喪失報告書DL」の提出が必要です。

後期高齢者医療制度の適用となつている特定教職員等は、年金等給付・短期給付ともに私学共済制度の適用から外れおり掛金等の納付対象ではないため、資格喪失の報告漏れが見受けられます。忘れずに提出してください。

注 事前受付を利用する場合は、4月1日以降に必ず回収して返納してください。

注 事前受付を利用する場合は、4月1日以降に必ず回収して返納してください。

○加入の要件

任意継続加入を希望するとき

退職の日まで引き続き1年と1日以上加入者期間があることが要件です。ただし、過去の任意継続加入者であつた期間は通算できません。

○利用できる事業

次の給付や事業を利用できます。

・短期給付事業
加入者期間中と同様です。ただし休業給付は、資格喪失後の傷病手当金や出産手当金の要件に該当している場合（9頁参照）を除き請求できません。

・福祉事業
貸付けと積立貯金等を除き、利用できます。

注 年金等給付は継続加入できないた
め、60歳未満の人には、国民年金へ
の加入手続きを案内してください。

○任意継続加入者になれる期間

最長で2年間です。ただし、75歳の誕生日からは後期高齢者医療制度の対象となるため、2年の満了前でも自動的に資格喪失します。

○任意継続の掛金額

退職時の標準報酬月額又は任意継続納不能届DL」を提出してください。高齢受給者証や限度額適用認定証等の交付を受けている場合は、併せて返納してください。

○任意継続加入の手続き

・「任意継続加入者申出書DL」を退職日から20日以内に提出してください。
・後日、次の書類を加入者の届け出住所宛てに送付します。

- ①「任意継続加入者確認通知書」
- ②「任意継続掛金納付通知書」
- ③「任意継続加入者のしおり」
- ④毎月納付（口座振替含む）を選んだ場合「口座振替依頼書（3枚組）」
- ⑤在職中に交付を受けていた「資格情報のお知らせ」又は「資格確認書」いずれかの証

注 「任意継続加入者申出書DL」にあ
る「登録口座」欄は記入必須項目で
す。給付金等の受取先になりますの
で、口座振替を希望する人だけでな
く、すべての人が記入してください。

○加入の要件

所宛てに送付します。

短期給付関係 業務部 短期給付課

退職後も、次の資格喪失後の給付を受けることができます。ただし、他の健康保険制度（国民健康保険を除きます）に本人として加入した場合は受けられません。なお、資格喪失後の給付に附加給付はありません。

注 短期給付の請求の時効は2年です。

す。出産前に「資格喪失後出産費の受給資格証明書発行依頼書^{DL}」で証明書の発行を依頼してください。

- ・私学共済制度の資格喪失後の出産費を受け、引き続き養育する場合は、出産祝品を贈呈します。請求手続きは不要です。

資格喪失後の出産手当金

○支給期間

退職日まで引き続き1年以上加入者であつた人が、次の①又は②に該当する場合に請求することができます。

- ①退職時に出産手当金を受けていた場合
- ②在職中に出産手当金を受ける要件を満たしていながら給付額以上の報酬

- ・支給を開始した日から1年6か月を限度として支給されます。
- ・退職時に傷病手当金を受けていた場合は、支給期間の残期間について継続して支給されます。

①生年月日に応じて左表の年齢に達していること

老齢厚生年金の決定を受けていない人が退職した場合

老齢厚生年金を受け取るためには、次の受給要件①～③のすべてを満たしていることが必要です。

- ・雇用保険の基本手当を受けるために求職の申し込みをした場合は、傷病手当金の対象となりません。
- ・傷病手当金と同一の傷病による障害給付（年金又は一時金）及び老齢・退職の年金を受けている場合は、傷病手当金は支給されません。ただし、支給される年金の日額が傷病手当金の日額を下回る場合は、その差額が傷病手当金として支給されます。

であつた人が、次の①又は②に該当する場合に請求することができます。

- ①退職時に傷病手当金を受けており、退職中に労働能力が回復せず療養している場合
- ②在職中に傷病手当金を受ける要件を満たしていながら給付額以上の報酬が支払われていたため傷病手当金を受けておらず、退職後も労働能力が回復せず療養している場合

資格喪失後の埋葬料

加入者が退職後3か月以内に死亡している場合

加入者期間中と同じです。ただし、学校法人等を通す必要はありません。

年金等給付関係 年金部 年金第一課

○請求手続き

加入者期間中と同じです。ただし、学校法人等を通す必要はありません。

資格喪失後の傷病手当金

○支給の要件

- ・加入者期間中と同じです。ただし、学校法人等を通す必要はありません。
- ・「直接支払制度」を利用する場合は、「私学事業団の資格喪失後の出産費を受ける権利がある旨」の証明書を医療機関等に提出する必要があります。

退職日まで引き続き1年以上加入者は、家族出産費（又は家族出産育児一時金）を受けるか、私学共済制度の資格喪失後の出産費を受けるか、どちらか一方を選択してください。

①加入者期間中と同じです。ただし、学校法人等を通す必要はありません。

②加入者期間中と同じです。必ず学校法人等を通して請求してください。

表 支給開始年齢

生年月日	年齢
昭和28年4月1日以前	60歳
昭和28年4月2日～30年4月1日	61歳
昭和30年4月2日～32年4月1日	62歳
昭和32年4月2日～34年4月1日	63歳
昭和34年4月2日～36年4月1日	64歳
昭和36年4月2日以後	65歳

②公的年金制度の保険料納付済期間、国民年金の保険料免除期間及び合算対象期間の合計が10年以上あること

○支給の要件

退職日まで引き続き1年以上加入者は、出産日以前42日から出産日後56日までの間継続して支給されます。

- ①加入者期間中と同じです。必ず学校法人等を通して請求してください。
- ②加入者期間中と同じです。必ず学校法人等を通して請求してください。

資格喪失後の傷病手当金

○支給の要件

退職日まで引き続き1年以上加入者は、出産日まで引き続き1年以上加入する

(3) 65歳未満の場合、厚生年金被保険者
期間（私学共済・一般厚生年金・公
務員共済の加入期間）の合計が1年
以上あること（65歳以上の場合、こ
の要件は不要です）

●請求手続き

在職中に支給開始年齢に到達又は支
給開始年齢到達後に受給要件を満たし
た人には、本事業団から本人宛て（※）
に請求手続きの案内を送付しています
ので、未請求の場合は速やかに手続き
をしてください。

※原則、学校法人等が報告している加
入者住所に送付します。令和7年12
月送付分までは学校法人等宛てに送
付していました。

・請求手続きの案内は、同年齢で老齢
厚生年金の受給権が発生する実施機
関（本事業団・日本年金機構・公務
員共済組合）の中で最後に加入した
実施機関から支給開始年齢到達月の
3か月前に送付します。

注1 外国に居住している人には、請
求案内ができません。請求時期にな
りましたら、本人から本事業団に連
絡するよう案内してください。

注2 年金請求の時効は5年です。5
年を過ぎると給付を受けられなくな
る場合があるので注意してください。

老齢厚生年金の決定を 受けている人が退職した場合

すでに本事業団から老齢厚生年金の
決定を受けている人が退職した場合

決定を受けているため、退職による手
続annisはありません。年金額は資格喪失
日から1か月経過後に自動的に改定し、
本人宛てに通知します。

●繰下げ待機している人

老齢厚生年金を繰下げ待機している
人は、退職しても自動的に受給開始に
はなりません。

本人が受給開始を希望する月の前月
に繰下げ請求の手続きをしてください。

なお、私学共済以外の老齢厚生年金
の受給権がある場合は、すべて同時に
繰下げ請求することになります。

・繰下げ待機していた年金は、繰下げ
請求せずに65歳の時点で遡って請求
することもできます。この場合、繰
下げによる増額はありません。また、

私学共済以外の老齢厚生年金の受給
権がある場合は、すべて同時に65歳

時点に遡ることになります。

・繰下げ請求と65歳に遡っての請求は、
どちらもワンストップサービスによ
る手続きの対象です。

・繰下げ請求についてご不明な場合は
本事業団にお問い合わせください。
なお、繰下げに関する請求は、「老
齢基礎厚生年金裁定請求書／支給繰
下げ請求書」を提出してください。

●70歳の「みなし退職」後、実際に退 職した人

資格喪失を確認後、自動的に在職中
の支給停止を解除し、本人宛てに通知
します。

退職年金（新3階年金）の請求

退職年金は平成27年10月以降の加入
者期間を有している人が対象となり、
次の受給要件①～③のすべてに該当し
たときに請求することができます。

●受給要件

①引き続く1年以上の加入者期間があ
ること（平成27年10月をまたいで1
年以上引き続く期間も含みます）

②65歳以上であること（本人の申し出
により、60歳から繰り上げることも
受給権発生から最長10年（昭和27年
4月1日以前に生まれた人は70歳）
まで繰り下げることもできます）

③退職していること（70歳みなし退職
を含みます）

●請求手続き

受給要件①～③のすべてに該当した
人には、本人宛てに請求書を送付しま
すので、速やかに手続きをしてください。
合でも継続加入はできません。

注1 学校法人等が退職金等を支給す
る場合は、退職金等の「源泉徴収票」
の写しが必要になります。

退職の時点で受給要件①～③のすべ
てを満たさない人でも、将来の手続
きに備えて、退職金等の「源泉徴収票」
を保管するよう案内してください。

注2 外国に居住している人には、請
求案内ができません。請求時期にな
りましたら、本人から本事業団に連
絡するよう案内してください。

注3 非課税の適用を受けている場合
は、「非課税貯蓄廃止申告書」（マ
イナンバーの記入が必要）を併せて
提出してください。

国民年金への届出

退職後、自営業又は無職となる60歳
未満の加入者や被扶養配偶者は、市区
町村の国民年金の担当窓口で国民年金
の種別変更の届出が必要です。

貯金事業関係 福祉部 貯金・貸付課

積立貯金の解約

令和8年3月末退職の場合、1月26
日（月）から2月25日（水）【必着】
までに、学校法人等を通して「積立貯
金払戻・解約請求書」を提出すると、

3月23日（月）に学校宛てに解約金を
送金します。解約の手続きをしない場
合、資格喪失後は預り金となり、利息
は付きません。必ず解約の手続きをし
てください。任意継続加入者となる場
合でも継続加入はできません。

注1 預り金の払い戻し請求の時効は
10年です。

注2 届出印と異なる印を押している
ため無効となる請求書が非常に多く
見られます。提出前に必ず印が届出
印と相違ないことを確認してください。

注3 非課税の適用を受けている場合
は、「非課税貯蓄廃止申告書」（マ
イナンバーの記入が必要）を併せて
提出してください。

積立共済年金の脱退

令和8年3月末退職の場合、2月25日（水）（退職・脱退）時一時期払掛金を払い込む場合は1月23日（金）【と】もに必着】までに、学校法人等を通して次の書類（以下「脱退申出書等」といいます）を提出してください。

・積立共済年金脱退申出書

・積立共済年金給付金請求書

・受取金額が一時金で100万円を超える場合又は年金で年額20万円を超える場合は、個人番号（マイナンバー）申告書類兼個人番号にかかる委任状

資格喪失後も脱退申出書等の提出がない場合は、後日、本人宛てに未提出である旨を通知します。任意継続加入者になる場合は、継続して加入できます。

注 給付請求の時効は3年です。

○給付選択

・年齢や加入期間などの条件（受給资格）を満たした人が退職した場合は、年金・一時金・医療保険・繰り延べ等から選択することができます。繰り延べを選択する場合は10年を限度として年単位で受給開始時期を繰り延べることができます。

・受給資格を満たしていない場合は、脱退一時金での受け取りとなります。
〔例1〕5月から年金で受け取る場合
①2月25日までに脱退申出書等を提出（退職・脱退）時一時掛金の払い込みを申出の締め切りです）

込みを申し込む場合は、1月23日が申出の締め切りです）
②3月分の掛金を振り替え後、選択したコースの給付を5月から開始

〔例2〕脱退一時金で受け取る場合
①2月25日までに脱退申出書等を提出（3月分の掛金を振り替え後、3月下旬に積立残高を加入者の口座へ送金

②3月分の掛金を振り替え後、3月下旬に積立残高を加入者の口座へ送金

共済定期保険の脱退

する場合があります。配当金は登録の個人口座に送金します。登録口座を変更する場合は「共済定期保険事

業振替口座・住所・電話番号変更申出書」を4月10日までに提出してください。

注2 給付請求の時効は3年です。
共済定期保険にかかる手続きは次の問い合わせ先に連絡してください。

注2 給付請求の時効は3年です。
共済定期保険専用ダイヤル
平日 9時～17時15分

注2 給付請求の時効は3年です。
共済定期保険専用ダイヤル
平日 9時～17時15分

注2 給付請求の時効は3年です。
共済定期保険専用ダイヤル
平日 9時～17時15分

学共済事業のご案内▼福祉事業▼加入者貸付▼貸付金の償還方法）を参照してください。

毎月15日【必着】までに「貸付金任意償還・団信制度脱退申出書DL」を提出すると、その月の定期償還後の元金残を記した「貸付金任意償還通知書」と「払込取扱票（払込通知書）」を学校法人等宛てに送付しますので、学校法人等から償還金を払い込んでください。ただし、任意償還の場合、退職金等の支払時期にかかわらず償還期限までに払い込まなければなりませんので、注意してください。

教職員生涯福祉財団の アイリストプラン

脱退の手続きは次の問い合わせ先に連絡してください。

任意償還の申し出をしなくとも、資格喪失処理後、自動的に即時償還となります。ただし、資格喪失が確認されるまでの間は定期償還が継続されます。この場合、即時償還、定期償還とともに退職後に学校法人等から払い込んでください。

○即時償還の手続き

任意償還の申し出をしなくとも、資格喪失処理後、自動的に即時償還となります。ただし、資格喪失が確認されるまでの間は定期償還が継続されます。この場合、即時償還、定期償還とともに退職後に学校法人等から払い込んでください。

貸付事業関係 福祉部 賃貸・貸付課
平日 9時～17時15分

○自動継続

次の場合は、資格喪失後も10月以降の保障が継続します。
・任意継続加入者となる場合は、引き続き加入できます。任意継続加入期間中は自動継続となります。
・令和8年3月末までに退職等又は任意継続の脱退となる場合は、1年以上上共済定期保険に加入（保険料を2回以上振替）していると最長80歳まで自動継続となります。

注1 家族年金コース及び医療保障コースは、6月下旬に配当金を送金

詳細は、私学共済ホームページ〔私

学共済事業のご案内▼福祉事業▼加入者貸付▼貸付金の償還方法）を参照してください。

毎月15日【必着】までに「貸付金任意償還・団信制度脱退申出書DL」を提出すると、その月の定期償還後の元金残を記した「貸付金任意償還通知書」と「払込取扱票（払込通知書）」を学校法人等宛てに送付しますので、学校法人等から償還金を払い込んでください。ただし、任意償還の場合、退職金等の支払時期にかかわらず償還期限までに払い込まなければなりませんので、注意してください。

○即時償還の手続き

任意償還の申し出をしなくとも、資格喪失処理後、自動的に即時償還となります。ただし、資格喪失が確認されるまでの間は定期償還が継続されます。この場合、即時償還、定期償還とともに退職後に学校法人等から払い込んでください。

貸付事業関係 福祉部 賃貸・貸付課
平日 9時～17時15分

○自動継続

次の場合は、資格喪失後も10月以降の保障が継続します。
・任意継続加入者となる場合は、引き続き加入できます。任意継続加入期間中は自動継続となります。
・令和8年3月末までに退職等又は任意継続の脱退となる場合は、1年以上上共済定期保険に加入（保険料を2回以上振替）していると最長80歳まで自動継続となります。

注1 家族年金コース及び医療保障コースは、6月下旬に配当金を送金

詳細は、私学共済ホームページ〔私

表 3月31日退職者の償還手続き（2日貸付の場合）

	手続時期	提出書類	最終定期償還月	償還期限日	経過利息
任意償還	3月15日締め切り（必着）	貸付金任意償還・団信制度脱退申出書	3月 最終定期償還	4月1日	なし
即時償還	事前受付での資格喪失処理	資格喪失報告書	3月 最終定期償還 (4/1 即時償還通知書交付)	5月1日	1か月分
				5月30日	2か月分
	退職後の資格喪失処理	資格喪失報告書	4月 最終定期償還 (4/15 即時償還通知書交付)	5月1日	なし
				6月1日	1か月分
				6月13日	2か月分

- 注1 住宅貸付の団信制度は、最終定期償還月まで保障が適用されるため、保険料充当金の支払いも最終定期償還月まで必要です。
- 注2 債還期限日は貸付けの応当日の前日ですが、土・日曜日又は祝日の場合は直後の平日に繰り上がります。
- 注3 経過利息の計算式は、「最終定期償還月の元金残×利息{(令和8年2月1日現在の年利2.26%) ÷ 12月 × ○か月分}」(円未満切り上げ)です。住宅貸付で半年払償還を併用している場合は、1月と7月の任意償還を除き、直近の1月又は7月の翌月から最終定期償還月までの経過利息が加算されます。
- 注4 貸付金任意償還申出書の提出期限は毎月15日【必着】ですが、土・日曜日又は祝日の場合は直前の平日に繰り上がります。
- 注5 即時償還の通知は、4月になってからの送付となります。
- 注6 即時償還の最終の払込期限日(償還期限日)を過ぎると、1日当たり0.03%の延滞金が課せられます(償還通知書の交付日から60日後が最終の償還期限日です)。

令和7年分の確定申告に使用できる 「医療費のお知らせ」を送付します

業務部 短期給付課

私学事業団では、年一回、医療費の総額等を記載した「医療費のお知らせ」を送付します。これは、加入者が健康保険制度に対する理解と健康に対する関心を高め、医療費の適正化を図ることを目的としたものです。また、確定申告の際に「医療費控除の明細書」の添付書類として使用できます。

送付対象となる人

6年11月～7年10月に医療機関等を受診した加入者及び被扶養者で、7年12月22日現在で加入者又は被扶養者である人（任意継続加入者を含みます）

送付先等

「医療費のお知らせ」は加入者分と被扶養者分を併せて作成しています。
●**加入者**
親展扱いで所属する学校法人等へ送付しますので、対象の加入者に配付してください。

●**任意継続加入者**

親展扱いで届け出住所に送付します。

7年12月22日（対象者の抽出日）前
●**資格喪失者**

・「医療費のお知らせ」は7年12月までに本事業団で受け付けた診療報酬明細書（6年11月～7年10月診療分）を基に作成しています。7年11月・12月診療分の医療費は記載していませんので、当該診療分は、領収書を使用してください。
・市区町村等の公費助成を受けた等、「医療費のお知らせ」に記載されて

開設期間
8年2月2日～3月31日
平日 9時～17時15分
☎ 0120（702）057

送付時期
8年1月下旬

に退職（資格喪失）した元加入者及び任意継続加入者の分は、本人が「医療費のお知らせ」（再）交付申請書を提出してください。また、本人から申し出があれば、申請書を自宅住所に送付しますので、「医療費のお知らせ」コールセンターを案内してください。

- 「医療費のお知らせ」には、本事業団から給付した高額療養費や一部負担金払戻金等の情報が含まれています。確定申告の際は、領収書を使用して実際に負担した額に訂正してください。
- 「医療費のお知らせ」には、本事業団から給付した高額療養費や一部負担金払戻金等の情報が含まれています。確定申告の際は、領収書を使用して実際に負担した額に訂正してください。
- 「マイナポータルとe-Taxを連携した確定申告

- マイナポータルとe-Taxを連携することにより、医療費控除に使用可能な医療費通知情報がマイナポータル経由で取得できます。
- 案内に沿って金額等を入力すると自動計算で確定申告書が作成され、そのままe-Taxで送信できますので、ぜひご利用ください。
- 確定申告(医療費控除)の手続きについては、国税庁のホームページ又はお近くの税務署にご確認ください。

いる金額と実際に支払った自己負担額が一致しない場合があります。確定申告の際は、領収書を使用して実際に負担した額に訂正してください。

「医療費のお知らせ」には、本事業団から給付した高額療養費や一部負担金払戻金等の情報が含まれています。確定申告の際は、領収書を使用して実際に負担した額に訂正してください。

令和6年度 特定健康診査等の実施結果

表1 特定健康診査

区分	ア加入者	イ被扶養者等 (※1)	合計 (ア+イ)
A 対象者数	348,968	92,616	441,584
B 実施者数	289,970	36,655	326,625
実施率 (B/A)	83.1%	39.6%	★74.0%
実施率目標	85%	40%	75%
目標差	△1.9%	△0.4%	△1.0%
参考: 5年度実施率 (当年度比)	83.1% (同率)	37.4% (2.2%)	73.1% (0.9%)

表2 特定保健指導

区分	ア加入者	イ被扶養者等 (※1)	合計 (ア+イ)
健診実施者数 (※2) A 評価対象者数	289,981	36,659	326,640
対象者 B 動機づけ支援 (B/A)	27,963	2,262	30,225
	9.6%	6.2%	9.3%
C 積極的支援 (C/A)	20,783	626	21,409
	7.2%	1.7%	6.6%
終了者 D 動機づけ支援 終了者数 (D/B)	2,596	256	2,852
	9.3%	11.3%	9.4%
E 積極的支援 終了者数 (E/C)	1,326	48	1,374
	6.4%	7.7%	6.4%
目標等 実施率 (D+E)/(B+C)	3,922	304	4,226
	8.0%	10.5%	★8.2%
目標等 実施率目標	12.0%	12.0%	12.0%
目標等 目標差	△4.0%	△1.5%	△3.8%
参考 5年度実施率 (当年度比)	6.5% (1.5%)	8.3% (2.2%)	6.6% (1.6%)

※1 被扶養者等には、任意継続加入者を含みます。

※2 健診実施者には、すべての健診は受診できなかったものの階層化(保健指導判定)が可能な対象者も含まれています。

令和6年度特定健康診査等の実施結果 及び令和7年度結果データ提出のお願い

福祉部 保健課

令和6年度の実施結果

令和6年度特定健康診査等の実施結果は、表1、2のとおりとなりました。

5年度の実施率と比べると、特定健診査は0.9%、特定保健指導は1.6%増加といずれも増加しました。

6年度より被扶養者の受診券や加入者の利用券を加入者の登録住所に送付したことが、実施率の向上に寄与したと考えられます。

令和7年度特定健診等結果データ提出のお願い

7年度の定期健康診断が終了した学校法人等は、速やかに結果データの提出をお願いします。原則、提出方法は電子データとなります。

今月末より「私学共済ポータル」を利用した結果データのアップロード提出が可能となります。電子媒体への格納、郵送の手間がなくなり便利です。

なお、私学共済ポータルには、結果データのチェック機能はありません。私学共済ホームページ「私学共済事業のご案内▼福祉事業▼特定健康診査・特定保健指導▼特定健診提出用データチェックツール」に掲載のチェックツールを利用し、不備項目等の確認をした後にアップロードしてください。

また、8年4月からは、結果データの紙媒体での受け付けは、本事業団指定の様式に限ります(健診実施機関発行の健診結果の写しは不可)。紙で提出中の学校法人等は、提出方法の切り替えをお願いします。

私学事業団ホームページ <https://www.shigaku.go.jp/>助成業務 https://www.shigaku.go.jp/s_home.htm共済業務 <https://www.pmac.shigaku.go.jp/> (私学共済ホームページ)

共済事業本部

〒113-8441 東京都文京区湯島1-7-5

☎03(3813)5321(代表)

電話照会の際は、学校記号番号、加入者等記号・番号が確認できるものをお手元にご用意ください。

確定申告用の書類を送付します

1 住宅貸付の借受人

令和7年に住宅貸付を借り受けた人や、7年中に自己の居住の用に供した人の住宅取得資金にかかる借入金の年末残高証明書を、1月中旬に学校法人等宛てに送付します。残高証明書は、確定申告により住宅借入金等特別控除を受けるために必要となります。

ただし、残高証明書は「工事等完了届（様式第8号）」の提出がないと発行できませんので、未提出の場合は速やかに提出してください。

なお、6年以前から住宅貸付を借り受け、自己の居住の用に供していた人の残高証明書は、年末調整用として7年10月中旬に学校法人等宛てに送付しています。

【福祉部 貯金・貸付課】

2 任意継続加入者

私学事業団において7年10月17日までに任意継続掛金の納付が確認できた人には「令和7年分任意継続掛金納付証明書」を10月27日に送付しました。10月20日以降に初めて掛金の納付が確認できた人には、1月下旬に送付します。

【業務部 掛金課】

3 年金受給権者

老齢・退職の年金は所得税法上、課税の対象となります。これらの年金を受給している人には、「令和7年分公的年金等の源泉徴収票」を年金者向広報「共済だより」第84号に同封して1月中旬に送付します。なお、在職中等の理由で7年中に年金の支払いがなかった人には源泉徴収票は送付しません。

【年金部 年金第二課】

貸付けの申込締め切り日に 注意してください

2月24日(火)送金分は1月30日(金)が申込締め切り日となります。締め切り日（毎月15日・月末）が土・日曜日又は祝日のときは順次繰り上がりますので注意してください。

【福祉部 貯金・貸付課】

「給付金等送金記録のお知らせ」を 送付します

令和7年7月～12月に学校法人等へ送金した短期給付金等の内容を記載した「給付金等送金記録のお知らせ」を、1月下旬に加入者住所宛てに送付します。

【業務部 短期給付課】

「年収の壁・支援強化パッケージ」における事業主の証明 による被扶養者認定の円滑化の取扱いの恒久化について

これまで当面の対応として「年収の壁・支援強化パッケージ」に基づき「事業主の証明による被扶養者認定の円滑化」を実施してきましたが、この度この取り扱いについて、当面の対応ではなく、恒久的な取り扱いとすることとされました。

【業務部 資格課】

1月の共済業務スケジュール

5日(月)	掛金等 11月調定納期限
	貸付 送金
6日(火)	貸付 12月分定期償還期限
9日(金)	貯金 払込期限（必着）
15日(木)	貸付 2月2日送金申し込み・任意償還申出締め切り
20日(火)	貯金 送金
22日(木)	貸付 送金
	貯金 払戻・解約請求締め切り
23日(金)	積立共済年金 脱退出等締め切り
	共済定期保険 口座・住所変更申出締め切り
26日(月)	電子申請 e-Gov電子申請、私学共済ポータル公開
28日(水)	掛金等 12月調定口座振替（自振校のみ）
30日(金)	貸付 1月分定期償還口座振替（自振校のみ）
31日(土)	貸付 2月24日送金申込締め切り
	特健 特定健康診査の健診結果データ提出期限（第2回目）

2月の共済業務スケジュール

2日(月)	掛金等 12月調定納期限
	貸付 送金
6日(金)	貸付 1月分定期償還期限
10日(火)	貯金 払込期限（必着）
13日(金)	貸付 3月2日送金申し込み・任意償還申出締め切り
24日(火)	貸付 送金

INFORMATION

（「月報私学」はホームページにも掲載しています https://www.shigaku.go.jp/g_geppo.htm）



「月報私学」の配付部数見直しのお知らせ

私学事業団では、本誌「月報私学」を各私立学校及び関係者の皆様に配付（郵送）しています。

この度、環境負荷への配慮等の観点から、「月報私学」の紙媒体による作成・配付部数の見直しを実施します。

令和8年4月号以降の本誌の配付については、誠に勝手ながら次のとおりとします。

●学校法人理事長宛て（大学、短期大学又は高等専門学校を設置する学校法人） 各1部

●学校代表者宛て（私学共済の学校記号番号が付されている学校ごと） 各1部

注 個別のご要望による部数の変更はいたしかねます。

これに伴い、学校種等によっては、7年度までと比べて配付部数が減少する場合もありますが、本事業団ホームページに掲載しています、PDF版の「月報私学」（下記「月報私学」のPDF版を活用してください」参照）もご利用いただき、引き続きご愛読いただけましたら幸いです。

なお、現時点では、紙媒体の「月報私学」について一定のご要望があることを踏まえ、紙媒体による発行自体を取りやめる予定はありません。今後、各私立学校及び関係者の皆様のニーズの変化を注視し、最適な情報発信の方法等について検討してまいります。

皆様のご理解のほどよろしくお願いします。

【企画室】

☎03(3230)7810・7811

Eメール kikaku@shigaku.go.jp

「月報私学」のPDF版を活用してください

学校法人等内で関連する各部署において情報を有効に役立てていただくためにも、私学事業団ホームページ〔広報誌・刊行物一覧▶月報私学〕に掲載しているPDF版をぜひ活用してください。

なお、PDF版は、パソコンやスマートフォン等からアクセスでき、
バックナンバーや特集記事のアーカイブ等も掲載しています。



【「月報私学」のPDF版はこちらから】

右の二次元コードを読み取る
またはインターネットで検索



月報私学

検索

https://www.shigaku.go.jp/g_geppo.htm

【企画室】

☎03(3230)7810・7811

Eメール kikaku@shigaku.go.jp

私学振興事業本部

〒102-8145

東京都千代田区富士見1-10-12

☎03(3230)1321(代表)

助成業務

会計処理等のご質問・ご相談を承っています

私学経営情報センター私学情報室では、会計処理をはじめ、私学経営全般にわたる事項についてご質問・ご相談を承っています。ぜひご利用ください。

【私学経営情報センター 私学情報室】

☎03(3230)7846～7848

Eメール center@shigaku.go.jp

令和7年度版「今日の私学財政（大学・短期大学編）」を送付しました

令和7年度学校法人基礎調査にご協力いただいた大学・短期大学・高等専門学校を設置する学校法人に、令和7年度版「今日の私学財政（大学・短期大学編）」（CD-ROM）を12月末に送付しました。

財務分析など学校経営の参考としてご活用ください。

【私学経営情報センター 私学情報室】

☎03(3230)7846～7848

Eメール center@shigaku.go.jp

宿泊施設のご案内

私学事業団では、全国16か所の宿泊施設を運営しております。
詳しくはホームページを確認してください。



GP 福岡カーテンパレス

〒810-0001 福岡市中央区天神4-8-15 ☎092(713)1112(代表)
福岡空港・JR「博多」駅から地下鉄空港線「天神」駅下車、東1番出口から徒歩8分。
「西鉄福岡(天神)」駅から徒歩10分 <https://www.hotelgp-fukuoka.com/>

朝食付きプラン

朝食はバイキング形式でシェフ特製の新鮮な食材を使用した料理が並びます。時間をかけて煮込んだ名物の朝カレーはシェフ自慢の一品です。

1泊朝食付(1名様)シングルルーム	7,000円~
1泊朝食付(2名1室/1名様)ダブルルーム	6,500円~
1泊朝食付(2名1室/1名様)ツインルーム	7,000円~

取扱期間:通年

・福岡市宿泊税が別途必要です。



名物朝カレー (イメージ)

湯河原しきしま島館

〒259-0314 神奈川県足柄下郡湯河原町宮上745 ☎0465(63)3755
JR「湯河原」駅から「奥湯河原」行きバスで15分「美術館前」下車、すぐ前

金目鯛コース

旬の金目鯛の煮つけは、ふっくらとして脂がのった身に煮汁がからみご飯がすすみます。食後は源泉掛け流しの温泉をご堪能ください。

1泊2食(1名様)	平日	12,550円~
	土曜・祝前日・繁忙期	13,550円~

取扱期間:通年(年末年始を除きます)

・2名様以上、三日前までの宿泊予約をお願いします。

・湯河原町入湯税が別途必要です。

・令和8年4月の宿泊から湯河原町宿泊税が別途必要です。



金目鯛コース (夕食イメージ)

融資事業のご案内

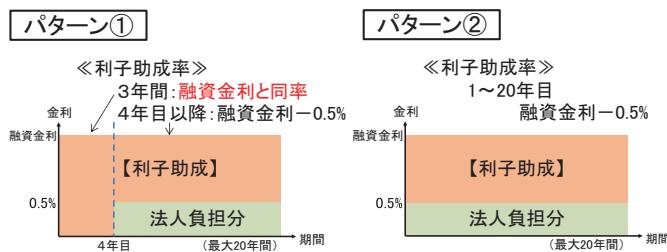
詳しくは私学事業団ホームページをご覧ください。
https://www.shigaku.go.jp/s_yushi_menu.htm

校舎や園舎、体育館など耐震化はお済みですか？

旧耐震基準で建設された校舎・園舎の建て替え事業（耐震改築）や、防災（耐震）機能強化の補助金対象となった改修事業（耐震改修）、及び指定避難所施設等の整備事業に、私学事業団の融資をご利用いただくと、一定の要件を満たした場合、**国の利子助成**が受けられます。

利子助成は二つのパターンがあります。

[イメージ図]



- 事業を行う学校の種類や事業内容等により、利子助成の対象になるか、またどちらのパターンになるかが決まります。
- 融資金利が0.5%以下の場合、パターン①の4年目以降、パターン②の全借入期間の利子助成は行われません。
- 利子助成率の上限は大学等2.1%、高校・幼稚園等1.6%、専門学校・各種学校は0.5%です。

耐震化以外の校舎、園舎などの建築や土地の購入、機器備品の購入なども融資の対象となります。施設設備の整備計画の際にぜひ事業団資金の活用をご検討ください。

■主な事業と融資金利（令和7年12月現在）

主な事業内容	返済期間（据置年数含む）			
	30年以内	20年以内	10年以内	6年以内
校（園）舎などの建築・用地取得	3.10	2.50	1.90	1.70
寄宿舎などの建築・用地取得	3.20	2.60	2.00	—
園バスや備品などの購入	—	—	1.90	(5.5年以内) 1.50

- 返済期間が30年以内(21年以上)の融資は、原則として融資契約額が10億円以上の場合にご利用いただけます。
- 金利は毎月見直しています。なお、金利は融資契約時点の金利が適用され、償還完了までの固定金利となります。

問い合わせ先(私学振興事業本部)

融資部融資課 ☎03(3230)7862・7863、7866~7868
Eメール yushi@shigaku.go.jp